

同窓会開催補助金交付規程

(目的)

第 1 条 本規程は、同窓会会員相互の親睦および交流の促進を目的として開催される同窓会活動に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第 2 条 補助の対象は、本同窓会に所属し、同窓会費を納入した会員により開催される、参加者 5 名以上の対面で開催される同窓会とする。

2 前項に定める参加者とは、同窓会費を納入した教員および会員とする。なお、退職した教員を含めることができる。会員でない者は参加者に含めず、補助の対象としない。

3 営利を目的とする活動は対象としない。

4 本規程における同窓会費の納入の確認は、学部 4 回生の 3 月、博士課程前期課程 2 回生の 3 月又は博士課程後期課程 3 回生の 3 月に同窓会費を納入した者を記載した同窓会名簿により行うものとする。

(対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、同窓会の開催に要する経費とし、飲食費を含むものとする。

(参加人数の算定)

第 4 条 参加人数は、実際に参加した者のうち、同窓会開催後に提出された参加者名

簿に記載された人数をもって算定する。

- 2 前項の名簿に記載された者は、当該同窓会の参加者とみなす。
- 3 参加人数には、教員（退職教員を含む）を含めることができる。

（補助金額）

第 5 条 補助金額は、前条により算定された参加人数 1 名につき 2,000 円とする。

- 2 補助金額の上限は、1 回の同窓会につき 20,000 円とする。
- 3 補助対象経費の実費額が前 2 項に定める金額に満たない場合は、実費額を上限として支給する。

（申請回数）

第 6 条 補助金の申請は、同一の教員または会員につき、同一年度内 1 回までとする。

（実施報告）

第 7 条 補助金の申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 参加者名簿
- (2) 同窓会開催補助申請書
- (3) 当日の参加者が確認できる集合写真 1 枚以上
- (4) 同窓会の開催に要した費用を示した領収書

2 前項の書類は、同窓会開催後 30 日以内に提出するものとする。

(補助金の支給)

第 8 条 補助金は、当該同窓会を主催する教員または会員の指定する口座に振り込むものとする。

(補助金の制限)

第 9 条 次の各号のいずれかに該当すると役員会が合理的に判断した場合は、補助金の全部または一部を支給しないことができる。

- (1) 本規程第 1 条の目的に明らかに反すると認められる場合
- (2) 参加者の構成を形式的に変更することにより、実質的に同一の同窓会を分割して申請していると認められる場合
- (3) その他、本規程の趣旨に照らし社会通念上相当でないと認められる場合

2 補助金の支給は、当該年度の予算の範囲内で行うものとし、予算額に達した場合は申請受付を終了する。

(その他)

第 10 条 本規程に定めのない事項は、役員会において協議し決定する。

附則

- 1 本規程は、2026 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 本規程の改正は、役員会の議を経て行うものとする。